

堺市シェアサイクル実証実験 審査基準及び配点表

	審査項目(大)	計		審査項目(小)	審査基準(評価の視点)	評価点	評価荷重	得点
(1)	実施概要・方針	10	①	実施概要・実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的を理解し、事業全体の計画に反映しているか。</li> <li>・事業全体のスケジュール計画を明確に描いているか。</li> </ul>		× 1	/ 10点
			②	地域特性の把握	堺市の特性を把握し、計画に反映しているか。			
(2)	運営実績・体制・方法	40	①	運営実績	シェアサイクル事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか。		× 2	/ 40点
			②	運営体制	事業の運営は組織化され、適切な人員、また明確な責任者が配置されているか。			
			③	運営方法	日常時の自転車・機器等の運営方法(メンテナンス等)はどう工夫されているか。			
			④	自転車の再配置について	ポート間での自転車の偏在に対し、対応の体制が組まれているか。			
(3)	運営設備(自転車・サイクルポート)	25	①	自転車台数とポート数及び設置スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車台数は十分か。</li> <li>・ポート数は十分か。密度が高いか。設置スケジュールはどう考えているか。</li> </ul>		× 1	/ 25点
			②	民間ポートの展開	民間サイクルポート設置場所の展開方法はどうか。			
			③	自転車の仕様、性能	自転車の仕様、操作性、安全性等は優れているか。			
			④	ポートの仕様、性能	ポートの仕様、耐久性等は優れているか。			
			⑤	ポートの設置及び撤去方法	ポートは容易に設置、撤去できるか。			
(4)	利便性	20	①	利用料金設定	利用しやすく、適切な料金設定となっているか。		× 1	/ 20点
			②	登録、利用(貸出・返却)、決済手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間で利用登録可能か。登録に必要な項目は何か。</li> <li>・利用料の決済は容易で、複数の決済手段を選択できるか。</li> </ul>			
			③	多言語対応	日本語のほか、外国語に対応しているか。			
			④	利用増の取組、利用可能地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用が増えるような仕様や工夫があるか。取組みを行うか。</li> <li>・堺市での登録情報を用いて、堺市外でサービスを利用可能か。また、堺市外の登録情報を用いて、堺市内で利用が可能か。そのような利用可能な地域は多数あるか。</li> </ul>			

堺市シェアサイクル実証実験 審査基準及び配点表

	審査項目(大)	計		審査項目(小)	審査基準(評価の視点)	評価点	評価荷重	得点
(5)	安全管理	70	①	事故、クレーム、トラブル等の対応	緊急時の運営体制や組織体制はどのように考えられているか。		× 2	/ 70点
			②	放置自転車対策	一般自転車及び実証実験用自転車の放置自転車は、どのように対応、対策されるか。			
			③	防犯、盗難対策	自転車やサイクルポート等の防犯・盗難はどのように対策されるか。			
			④	保険内容	加入する保険の保証範囲は十分か。			
			⑤	災害時の活用	災害時における有効活用は可能か。			
			⑥	個人情報の管理	個人情報の管理方法及び管理体制は適正か。			
			⑦	利用者への安全対策	利用者の自転車乗車中の安全対策はどのように考えているか。			
(6)	地域連携	20	①	地域事業者との連携	市内居住者の雇用、市内事業者との連携等により地域経済の活性化に繋がるか。		× 2	/ 20点
			②	本市施策との連携	交通、観光、経済等本市の施策との連携が考えられているか。			
(7)	持続可能性他	15	①	実施期間終了後の展開	本事業期間終了後の長期的な計画があるか。		× 1	/ 15点
			②	採算性	採算性が確保されているか。付帯事業を含め、継続性のある計画となっているか。			
			③	提供可能データ	堺市に有用なデータを提供できるか。			
合計		200	27項目					/ 200点

※審査基準及び配点表の評価項目について採点する。

※評価点は、5点：特に優秀、4点：優秀、3点：普通、2点：劣っている、1点：非常に劣っている とする。

※全委員の得点の合計が最も高い提案をした者を、本業務の最優秀提案者として選定するものとする。

※得点の合計が同一の者が複数あった場合は、評価項目中(5)『安全管理』の得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

なお、(5)『安全管理』の得点の合計も同じ場合は、委員全員の投票によって決定する。

※ただし、得点の合計が満点の60%（120点×委員数）に満たない場合は最優秀提案者として選定しない。